回　答　書

平成３０年１２月１４日

相楽郡広域事務組合

質問箇所			質問内容	回答
ページ	行	項目		
-5-	14-17	5	監理技術者の配置について、実施設計・機器製作期間と現地工事期間での交代は可能でしょうか。（専任期間とは、国土交通省監理技術者運用マニュアルより、現地工事着任期間と考えております。）また、上記が認められる場合、監理技術者（工場製作期間）選定についての条件として、 ・工場製作期間での監理技術者の工事実績は必要でしょうか。	実施設計・機器製作期間と現地工事期間での交代は可能としますが、現地工事期間での監理技術者の交代はやむを得ない事態を除いて、原則として認められません。やむを得ない事態の際は、協議により決定するものとします。 なお、実施設計・機器製作期間の監理技術者は、現地工事期間での監理技術者と技術力が同等以上（資格及び実績等）であり、品質確保等に支障がないものであるとし、協議により決定するものとします。